

日本郵便株式会社法第 4 条第 4 項の規定による届出をした業務の内容

	業務の内容	業務の開始の時期
1 郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行代理業及びこれに付随する業務 (日本郵便株式会社法第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる業務)	郵政民営化法第 84 条第 1 項の規定により、郵便貯金銀行を所属銀行として同法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされる銀行代理業者として、郵便貯金銀行の委託を受けて、銀行代理業及びこれに付随する業務として、次に掲げるもののうち、銀行窓口業務以外のものを、原則として全て会社の営業所（郵便局を含む。）において実施する。 ① 銀行代理業務 イ 円貨建ての次の預金の受入れを内容とする契約の締結の代理 (イ) 通常貯金 (ロ) 通常貯蓄貯金 (ハ) 振替貯金 (ニ) 定期貯金 (ホ) 定額貯金 ロ 消費者及び事業者を相手方とし、イの(ニ)及び(ホ)の預金並びに国債証券を担保とする使途を特定しない資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理 ハ クレジットカードを利用したクレジットカード会員（個人）向け貸付けを内容とする契約の締結の媒介 ニ 内国及び外国為替取引を内容とする契約の締結の代理 ② 郵便貯金銀行が定める地域における手形交換業務 ③ 告知事項確認業務 所得税法第 10 条に規定する障害者等に該当する旨告知した事項の確認 ④ ①から③までに掲げる業務に付随する業務 注 一部については、お客さまニーズが見込まれる会社の営業所において取り扱う。	平成 24 年 10 月 1 日
2 郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集及び事	郵便保険会社を所属保険会社等として同法第 276 条の登録を受けた生命保険募集人として、郵便保険会社の委託を受けて、保険募集及び事務の代行並びにこれに付随する業務として、次に掲げるもののうち、保険窓口業務以外のものを、原則として全ての会社の営業所（郵便局を含む。）において実施する。	平成 24 年 10 月 1 日

	業務の内容	業務の開始の時期
務の代行並びにこれに付随する業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)	① 保険契約の締結の媒介 ② 保険料等及び弁済金の受領並びに郵便保険会社所定の領収証の交付 ③ 保険契約者、被保険者及び保険金又は返戻金等の受取人からの保険契約に係る申し出の郵便保険会社への伝達並びにこれに伴い郵便保険会社との間に授受される書類の受け渡し ④ 保険金、年金、返戻金、貸付金及び契約者配当金等の支払（支払の決定を除く。） ⑤ 保険契約の失効及び解約の防止に向けた業務 ⑥ その他①から⑤までに掲げる業務以外の契約の保全、保険契約者に対する情報提供等保険契約の維持管理業務 ⑦ その他、支払調書、権利評価額証明書等の作成等郵便保険会社から個別に委託された業務	
3 郵便保険会社の委託を受けて行う簡易郵便局受託者に対する教育・指導・管理に係る業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)	郵便保険会社の委託を受けて、簡易郵便局受託者に対する教育・指導・管理に係る次に掲げる業務を、当該業務を行うに当たって適切な位置に所在する比較的規模の大きい会社の営業所（郵便局を含む。）において実施する。 ① 郵便保険会社を所属保険会社等とした生命保険募集人として代理店登録し、郵便保険会社が日本郵便株式会社の管轄下におくことを認めた代理店（以下「管下代理店」という。）の指導・教育及び管下代理店による生命保険募集活動の管理 ② 日本郵便株式会社の管下代理店の募集する保険契約に関する申込書・帳票の書類等の受領等及び郵便保険会社への伝達 ③ 日本郵便株式会社の管下代理店が保険募集に使用するための一切の書類・帳票等の交付及び管理 ④ その他、①から③までに掲げる業務に関連して、郵便保険会社から個別に委託された業務	平成24年10月1日
4 郵便貯金銀行の委託を受けて行う金融商品仲介業（郵政民営化法第85条第2項の規定により読み替えて適用する金融商品	郵政民営化法第85条第1項の規定により、郵便貯金銀行を所属金融商品取引業者等として同法第66条の登録を受けたものとみなされる金融商品仲介業者として、郵便貯金銀行の委託を受けて、次に掲げる業務を、原則として全ての会社の営業所（郵便局を含む。）において実施する。 ① 金融商品仲介業務 金融商品取引法第2条第1項第1号に掲げる国債証券及び同項第10号に掲げる投資信託の受益証券（郵便貯金銀行が指定する受益証券に限る。）に係る郵政民営化法第85条第2項で読み替えて適用する金融商品	平成24年10月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
取引法第 2 条第 11 項に規定する金融商品仲介業をいう。） （日本郵便株式会社法第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる業務）	取引法第 2 条第 11 項第 1 号及び第 3 号の業務 注 投資信託の受益証券に係る業務については、お客さまニーズが見込まれる会社の営業所において取り扱う。 ② 本人確認事務に係る業務 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条に規定する本人確認並びに所得税法第 10 条及び租税特別措置法第 4 条に規定する障害者等に該当する旨告知した事項の確認に関する業務 ③ ①及び②に掲げる業務に付随する業務	
5 当せん金付証票法第 6 条第 5 項に規定する受託銀行等の委託を受けて行う同条第 1 項に規定する当せん金付証票の発売等の事務に係る業務 （日本郵便株式会社法第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる業務）	当せん金付証票法第 6 条第 5 項の規定により、都道府県知事又は特定市の市長から当せん金付証票（以下「宝くじ」という。）の作成、売りさばきその他発売等の事務の委託を受けた銀行その他政令で定める金融機関の委託を受けて、次に掲げる事務に係る業務を、会社の営業所（郵便局を含む。）以外に宝くじ売り場のない地域に所在する会社の営業所において実施する（※）。 ① 所定の販売期間において、宝くじの金額に相当する金額の現金と引き換えに宝くじを購入申込者に交付する宝くじ売りさばき事務 ② 当せん宝くじと引き換えに相当の当せん金品を当せん者に支払い、又は交付する事務 ③ ①及び②に掲げる事務に附帯する事務 ※ 郵政省（当時）が取り扱いを開始した時点（平成 11 年 11 月）において当時の郵便局以外に宝くじ売り場のなかった市町村に所在する会社の営業所で実施するもの。	平成 24 年 10 月 1 日
6 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 5 項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第 1 項第 1 号に規定	地方公共団体の委託を受けて、受託販売事務、受託交付事務等に係る業務及びこれに附帯する業務を、当該委託に係る会社の営業所（郵便局を含む。）において実施する。 また、郵便外務員を活用して、高齢者等への生活状況の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付及び廃棄物等の不法投棄の見回りを行う。	平成 24 年 10 月 1 日

	業務の内容	業務の開始の時期
する郵便局取扱事務に係る業務のほか、地方公共団体の委託を受けて行う事務に係る業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)		
7 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第5条第1項の規定による届出に係る損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及び事務の代行並びにこれに付随する業務	郵政民営化法第83条第1項の規定により、郵便局株式会社の成立の際現に日本郵政公社が行っていた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第5条第1項の規定による届出に係る損害保険会社等を所属保険会社等として同法第276条の登録を受けた損害保険代理店として、当該損害保険会社等の委託を受けて、保険募集（郵政民営化法第83条第2項の規定により読み替えて適用する保険業法第2条第26項に規定する保険募集をいう。）及びこれに付随する業務として、当該損害保険会社等を代理して、次に掲げるものを、原則として全ての会社の営業所（郵便局を含む。）において実施する。 ① 保険契約の締結 ② 保険料の領収 ③ 保険証明書の交付及び保険料領収証の交付 ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険募集に必要な事項で損害保険会社等から特に指示を受けた事項	平成24年10月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
(日本郵便株式会社法 第4条第2項第3号及 び第4号に掲げる業 務)		
8 東日本電信電話株 式会社及び西日本電 信電話株式会社から 委託を受けて行う会 社の営業所に設置さ れた公衆電話の維 持・管理業務 (日本郵便株式会社法 第4条第2項第3号及 び第4号に掲げる業 務)	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の委託を受け、会社の営業所（郵便局を含む。）に設置することに同意した公衆電話の料金収納に係る業務及びこれに附帯する業務を、当該公衆電話を設置する会社の営業所において実施する。	平成24年10月1日
9 日本放送協会から の委託を受けて行う 放送受信契約の締 結・変更に関する業務 (日本郵便株式会社法 第4条第2項第3号及 び第4号に掲げる業 務)	日本放送協会の委託を受け、放送受信契約書及び住所変更届の窓口取扱いの業務並びにこれに附帯する業務を、原則として全ての会社の営業所（郵便局を含む。）において実施する。	平成24年10月1日
10 保険窓口業務及び	生命保険会社等から委託を受け、生命保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及び事務の代行並び	平成24年10月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
2 に掲げるもののほか、生命保険会社又は外国生命保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及び事務の代行並びにこれに付随する業務（日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務）	にこれに付随する業務として、次に掲げるものを実施する（保険窓口業務及び2の郵便保険会社を所属保険会社等として行うものを除く。）。 ① 生命保険契約の締結の媒介 ② 第1回保険料充当金（同時に前納される保険料充当金を含む。）及び第2回以降保険料の受領並びに生命保険会社等所定の領収証の交付 ③ 保険契約者、被保険者及び保険金又は給付金等の受取人からの保険契約に係る申し出の生命保険会社等への伝達並びにこれに伴い生命保険会社等との間に授受される書類の受け渡し ④ 保険契約の失効及び解約の防止に向けた業務 ⑤ その他①から④までに掲げる業務以外の契約の保全（満期保険金、生存給付金等の手続業務を含む。）、契約者に対する情報提供等保険契約の維持管理業務 ⑥ その他、生命保険会社等から個別に委託された業務 平成24年10月1日時点での取り扱い予定の会社の営業所（郵便局を含む）は、変額年金保険508局、第三分野保険1,000局、法人（経営者）向け生命保険134局である。	
11 7 に掲げるもののほか、損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及び事務の代行並びにこれに付随する業務（日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務）	損害保険会社等から委託を受け、損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及び事務の代行並びにこれに付随する業務として、次に掲げるものを実施する（7の原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険に係るものを除く。）。 ① 保険相談及びリスクマネジメント（リスクの確認・評価、防止・軽減策の策定援助、リスクに対する適切な保険商品の提案）に関する業務 ② 保険商品内容の説明及び保険料算出に関する業務 ③ 保険契約の締結の代理及び自ら締結を代理した保険契約について契約者からの変更、解除等の申し入れに対する承認の代理に関する業務（申込書、承認請求書の取付に関する業務を含む。） ④ 保険料の領収、保管、精算及び返還（保険料領収証の発行・交付、返還保険料領収証の受領に関する業務を含む。）に関する業務 ⑤ 保険契約の報告に関する業務 ⑥ 保険契約の維持及び管理（保険証券の交付、満期管理、満期時の返戻金、配当金及び払戻金の返還に關す	平成24年10月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
	る業務を含む。)に関する業務 ⑦ 保険事故発生状況の確認、通知、相談、助言、保険金請求手続きの援助及び事故対応の進展状況の説明に関する業務 ⑧ 保険契約の媒介 ⑨ その他、所属保険会社等から個別に委託された業務 平成 24 年 10 月 1 日時点での取り扱い予定の会社の営業所（郵便局を含む。）は、1,241 局である。	
12 カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務 （日本郵便株式会社法第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる業務）	① 概要 原則として全ての会社の営業所（郵便局を含む。）において、各種商品、映画チケット、印刷取次ぎサービス等をカタログ等で広告し販売する。 ② 販売形態等 イ 日本郵便株式会社又は子会社が生産者等から直接商品や映画チケット等を仕入れ、自らが販売者となる直接仕入による販売の方法 ロ 生産者等が販売者となり、日本郵便株式会社又は子会社が商品の販売又は役務の提供を仲介する販売仲介の方法 なお、販売仲介の方法に係る代金の支払いについては、日本郵便株式会社又は子会社がお客様から代金を回収し、一旦お預かりした上で日本郵便株式会社又は子会社が生産者等に支払う。 ③ 販売チャネル お客様の申込みを直接会社の営業所の窓口で受ける販売、日本郵便株式会社の外務員（郵便・貯金・保険）による訪問販売、web サイトを利用する通信販売、コールセンタからの電話による勧誘による電話勧誘販売、新聞広告 等 ④ 取扱商品（主に取り扱う商品） イ 直接仕入による販売方法 食品、酒類、雑貨、書籍、雑誌、DVD・CD、映画チケット、フレーム切手等 ロ 販売仲介の方法 食品、酒類、雑貨、印刷取次サービス、ギフト券等	平成 24 年 10 月 1 日

	業務の内容	業務の開始の時期
	⑤ 取扱拠点 原則として全ての会社の営業所において実施する。	
13 会社の営業所を活用して、郵便等の利用促進につながる郵便等の関連商品及び利用者等の利便の増進につながる文具、雑貨等の販売並びに事業者の契約に係る収納代行を行う業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)	① 概要 会社の営業所（郵便局を含む。）の空きスペース等を活用し、郵便等の利用促進につながる郵便等の関連商品及び利用者等の利便の増進につながる文具、雑貨等を、陳列し販売する。 また、事業者の契約に係る収納代行を行う。 ② 販売形態 日本郵便株式会社が販売者となり、生産者・メーカー等から直接仕入し販売する直接仕入形態又は取次ぎサービス形態。 収納代行は、お客さまから代金を一旦お預かりした上で事業者を支払う形態。 ③ 取扱商品 グリーティングカード、封筒、便箋、梱包用テープ等の郵便等の利用促進につながる郵便等の関連商品及び文具、小型雑貨、食料品、書籍・雑誌等の利用者等の利便の増進につながる各種商品を取り扱うほか、郵政グループ各社のブランドイメージ向上等に資する商品についても取り扱う。 収納代行は、電話・電気・水道・ガス等の公共料金、税金、国民年金保険料、一部自治体の国民健康保険料、地方税等の支払い及びインターネットショッピング、通信販売代金等を取り扱う。 ④ 取扱拠点 原則として全ての会社の営業所及びJ P ローソン店舗（平成24年10月1日時点で10店舗）において実施する。 収納代行については、J P ローソン店舗で行う。	平成24年10月1日
14 承継会社（郵政民営化法第6条第3項に規定する承継会社をいう。）が承継する不動産を活用して行う不	① 概要 承継会社が承継する都市部の郵便局等の不動産を開発して、オフィス・商業施設・住宅等の賃貸・管理、マンション等の分譲などの不動産業を実施する。 ② 実施する不動産業の区分 不動産賃貸業・管理業、建物売買業及び土地売買業	平成24年10月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
動産業（不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。） （日本郵便株式会社法第4条第3項に規定する業務）		
15 会社の営業所の店頭スペース等を活用する広告業務 （日本郵便株式会社法第4条第3項に規定する業務）	① 概要 会社の営業所（郵便局を含む。）の店頭スペース等を活用し、次に掲げる広告業務及びこれに付随する業務を行う。 イ 窓口ロビーへの広告物（パンフレット・ポスター等）の掲出 ロ 窓口等での広告物（商品見本等）の配布 ハ 会社の営業所で配布する物品（切手はがき袋等）への広告表示 ニ 局舎の外壁等への広告物の掲出 ホ その他会社の営業所の店頭スペース等を活用した広告業務 ② 取扱広告 関係諸法規に違反する広告、公序良俗に反する広告など会社の信用・品位を損なう広告及び会社に取り扱っている業務と競合する広告など業務に支障又は不利益を及ぼす広告は取り扱わない。 ③ 広告料金 同種の業務を営む事業者の料金水準と同程度に設定する。 ④ 取扱拠点 原則として、全ての会社の営業所を対象に実施する。	平成 24 年 10 月 1 日
16 年金加入記録交付業務 （日本郵便株式会社法	① 概要 日本年金機構から委託を受けて、日本郵便株式会社で年金加入記録交付業務を行う（試行）。<業務フロー>	平成 24 年 10 月 1 日

	業務の内容	業務の開始の時期
第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)	イ お客さまから申込を受け、社員はお客さまの本人確認を行う。 ロ 本人確認後、会社の営業所（郵便局を含む。）にある端末を用いて、日本年金機構のホームページ上のねんきんネットにアクセスし、年金加入記録を検索、 ハ 印刷の上、お客さまに交付する。 なお、手数料については、日本年金機構から支払いを受けることとし、お客さま負担はない。 ② 実施拠点 平成24年10月1日時点での取り扱い予定の会社の営業所は、204局。	
17 国内貨物運送に関する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業に係る業務並びに当該業務に附帯する業務であって、宅配便又はメール便の業務に相当するもの (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)	① 郵政民営化時において郵便法の対象から外れた従来の小包郵便物に係る業務に相当するいわゆる宅配便及びメール便に相当する業務（以下「ゆうパック等」という。）を、貨物法制の許可を受けて行う。 この業務は、国土交通大臣が公示している標準宅配便運送約款等に準じた運送約款を定め、貨物法制に基づき国土交通大臣の認可を受け、その約款に基づいて行う。 ② また、上記①の業務に関連して行うゆうパック包装用品等の販売、代金引換サービスにおける商品代金の回収並びにゆうパック等の作成及び差出しに関する業務その他の附帯業務を行う。 ③ これらの業務のうち、ゆうパック等の引受け及び交付、包装用品の販売等については、コンビニエンスストア等のゆうパック取扱所にも委託して実施する。	平成24年10月1日
18 他人の委託を受けて、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の貨物の流通に係る業務を一体的に行う業務及び当該業務に	① 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が所有する式紙類、消耗品及びユニフォーム等の物品について、各会社から委託を受けて、これらの物品の保管、在庫管理等を行うとともに、各会社の営業所等からの請求によりこれらの物品の輸送、荷さばき等を行うことにより、日本郵政グループ内の物流業務を一括して受託するいわゆるロジスティクス事業に係る業務を行う。 ② グループ内の物流業務のほか、他の荷主企業の物流業務について、当該荷主企業からの委託を受けて、物流業務の改善に係るコンサルティングを行うとともに、その企業に最適な物流業務フローを設計・構築し、	平成24年10月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
係るコンサルティングに関する業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務)	当該荷主企業における輸送、保管、荷さばき等の物流業務を一括して受託するロジスティクス事業に係る業務を行う。 ③ 物流業務の具体的な内容 イ 輸送 ロ 保管 ハ 荷役 ニ 流通加工 ホ 包装 ヘ 物流情報処理 ④ 当該業務の具体的な実施方法は、以下のとおりである。 イ グループ内物流業務（①の業務）について 全国4箇所にある物流センター（北海道、東日本、西日本、九州）において、各社の式紙類、消耗品、ユニフォーム等の物品を保管、在庫管理し、各社の営業所等からの請求により、各種物品をピッキング、梱包した上で、ゆうパック等により配送する。 ロ その他の物流業務（②の業務）について 日本郵便株式会社が荷主企業の物流業務の改善に係るコンサルティングを行い、その中で各企業に最適な物流業務フローを提案し、その提案について同意が得られれば、当該企業の物流業務全般について、日本郵便株式会社が一括して受託する。（物流業務全体のシステム設計や品質管理については日本郵便株式会社がを行い、荷物の保管、流通加工、包装等の実業務については自らのほか、最も効率的な組合せにより、子会社や他の提携企業等の民間物流事業者への委託等も活用して行う。） 輸送では、ゆうパック等により輸送可能な貨物については、ゆうパック等を利用する。なお、荷主企業によっては、ゆうパック等で扱うことができない場合は、当面、輸送部分について、他の民間物流事業者への委託により対応する。 さらに、荷主企業によっては、国内にある荷主企業の物流拠点から海外の営業所等宛に輸送する貨物が出てくる可能性があるため、国際貨物についても一括して受託できるようにする。	

	業務の内容	業務の開始の時期
19 地方公共団体又は社会福祉協議会との協定に基づき、郵便法の規定により行う郵便の業務又は 17 に掲げる業務と日本郵便株式会社の外務員を活用して行うこれらの業務に附帯する業務を組み合わせ、これらを一体として行う高齢者の福祉その他の社会福祉の増進に寄与する業務 (日本郵便株式会社法第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる業務)	過疎地域における会社の事業所と地方公共団体又は社会福祉協議会が協力して生活サポートシステムを構築するとともに、原則として 70 歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象に、同社において、生活用品等の注文内容を記載した郵便物の集荷及びゆうパック等による注文品の配達、小学生等からの励ましのメッセージを記載した郵便物の定期的な配達、外務員による郵便物又はゆうパック等の配達時における励ましの声かけ等を行うものであり、いわゆる「ひまわりサービス」と呼ばれているものである。	平成 24 年 10 月 1 日
20 広告業務及びこれに附帯する業務 (日本郵便株式会社法第 4 条第 3 項に掲げる業務)	独自に一般の消費者を対象にした居住地域、年齢、年収及び嗜好等に関するアンケートを広く実施し、商品・サービスへの関心度に応じた潜在的顧客のデータベースを構築し、これを基に、ダイレクトメールによる広告を検討している企業に対して、顧客にとってより訴求力が高い広告に関する提案を行い、この提案を受けた企業からの委託を受けて、ダイレクトメールの作成から日本郵便株式会社への差出しまでの一連の業務を提供する。 これに加え、効果的な広告パッケージを開発し、訴求力の高いダイレクトメールの提案を企業に対して行うとともに、ダイレクトメールの効果をさらにあげるために、インターネット等と連動したダイレクトメールの	平成 24 年 10 月 1 日

	業務の内容	業務の開始の時期
	提案を行う。	
21 貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務)	① 郵便物等の運送等のために使用する車両につき、その不稼動時間や余積が生じている場合に、その車両を活用して郵便物等以外の貨物を運送するもの。(貨物自動車運送事業法に定める貨物自動車運送事業を行うものに該当。) ② 石油販売業を行う業務 自社車両への給油及び子会社への販売に主として供する施設を利用して付随的に行う、一般の顧客への石油等の販売。 ③ 自動車分解整備事業を行う業務 自社車両及び子会社の車両の点検・整備に主として供する施設を利用して付随的に行う、一般の顧客の車両の整備。	平成24年10月1日
22 国際貨物運送に関する次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を組み合わせ、荷主に対して行う国際物流業務(貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業) (日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務)	① 貨物利用運送事業 荷主の依頼を受けて、実運送事業者(航空運送事業者・海上運送事業者)の行う運送を利用して行う貨物の運送及びこれに先行・後続して行う自動車集配による当該貨物の運送業務。 ② 貨物航空運送代理店業 荷主に対して、航空機による運送の契約の締結について、航空運送事業者の代理を行う業務。 ③ 貨物自動車運送事業 荷主の依頼を受けて、自動車を使用して貨物を運送する業務。 ④ 通関業 荷主の依頼を受けて、輸出入の通関手続きを代行する業務。 ⑤ 倉庫業 荷主の依頼を受けて、物品の倉庫における保管を行う業務。	平成24年10月1日
23 会社の営業所を活用した会員向け生活	① 概要 総合生活支援企業として、会社の営業所(郵便局を含む。)を活用し、会員(主に高齢者)に対して次に	平成25年10月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
支援サービス業務 (日本郵便株式会社法 第4条第2項第3号及 び第4号に掲げる業 務)	掲げる生活支援サービス業務を行う。 イ 定期的に生活状況等を確認、確認内容を家族等へ報告 ロ その他、会員に対する生活支援関連サービスの提供 ② 生活状況の確認事項 面談時の様子や外出頻度など会員の生活状況が概ね把握できる事項。 ③ 実施拠点 平成25年10月1日時点での取り扱い予定の会社の営業所は、103局。	
24 日本郵便株式会社 の子会社等を対象と した取引先審査代行 業務 (日本郵便株式会社法 第4条第3項に掲げる 業務)	① 概要 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)の適用 を受ける日本郵便株式会社の子会社等を対象として、当該子会社等の取引先審査業務のうち、取引相手方 に対する反社会的勢力該当の有無についての審査代行業務を行う。 ② 実施拠点 日本郵便株式会社本社において実施。	平成25年12月24日
25 再生可能エネルギ ー発電設備により得 られた電気の販売業 務 (日本郵便株式会社法 第4条第3項に掲げる 業務)	① 概要 日本郵便株式会社が所有する施設等に再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電により得られた電気 を、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」に 基づく「再生可能エネルギー固定価格制度」を活用して販売する事業を行う。 ② 実施拠点 日本郵便株式会社が所有する施設及びその施設の用に供する敷地。	平成26年4月1日
26 郵便等の利用促進 等に資するイベント 業務 (日本郵便株式会社法	① 概要 日本郵便株式会社の営業所(郵便局を含む。)等において、郵便等の利用促進等に資する次に掲げるイベ ント業務を行う。 (1) 各種カルチャー教室、セミナー等の企画、運営	平成27年2月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
第4条第3項に掲げる業務)	(2) 地域住民の交流促進に資する各種行事の企画、運営 ② 実施拠点 平成27年2月1日時点での取り扱い予定の会社の営業所は、3局。	
27 受取人が選択した差出人からの電子データの受信等をインターネット上で可能とする業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務)	① 概要 インターネット上で、次に掲げるサービスを行う。 (1) 日本郵便株式会社が本人確認等を行った受取人(以下「受取人」という。)自身が選択した差出人からの電子データを受け取り、閲覧できるサービス。 (2) 受取人自身が選択した差出人から受け取った電子データまたは、自らアップロードした電子データを長期保管するサービス。 ② 実施拠点 日本郵便株式会社本社において実施。	平成27年11月1日
28 会社の営業所を活用した健康増進サービス業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)	① 概要 トータル生活サポート企業として、利用者(主に中高年以上)に対して、次に掲げる健康増進サービス業務を行う。 ア 日本郵便が、利用者の健康の現状(BMI、体脂肪率等)を、利用者から提供されたデータに基づき把握 イ 日本郵便が、個人ごとに、BMI、体脂肪率等の目標を設定し、目標達成に最適な運動プログラム等を提供 ウ 日本郵便は、利用者ごとのBMI、体脂肪率等の目標に対する進捗状況を管理し、利用者の健康増進に向けたサポートを行う ② サービス提供地域 平成28年4月から福島県伊達市内で実証実験を開始。	平成28年4月5日
29 物品の一時保管業務 (日本郵便株式会社法	① 概要 日本郵便株式会社の営業所(郵便局を含む。)等において、他人の委託を受けて物品の一時保管を行う業務(具体的には、郵便局等における物品の一時預かり業務、ロッカーの貸出による物品の一時預かり業務等)	平成29年12月1日

	業務の内容	業務の開始の時期
第4条第3項に掲げる業務)	を実施。 ② 実施拠点 平成29年12月1日時点では、京都中央郵便局で実施の予定。	
30 物流サービス提供に伴う生産者への納品先等仲介・斡旋業務（日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務）	① 概要 日本郵便株式会社（以下、「会社」という。）が提供する物流サービスの利用促進等を目的として、生産者等からの差出を経て納品先・委託販売先等（以下「納品先等」という。）に運送される場合において、会社が差出を行う生産者を納品先等に代わり募集するとともに、生産者等と納品先等の間を仲介・斡旋し、契約事務の代行をする業務を行う。 ② 実施拠点 業務開始当初は丹原郵便局、松山東郵便局、高知東郵便局、土佐郵便局及び土佐山田郵便局の5局の地域生産者が募集行為の対象であり、これらのエリアの生産者を募集することができる当該郵便局及び近隣郵便局で事業開始予定。	平成30年4月1日
31 個人型確定拠出年金の受付等に係る業務（日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務）	① 概要 個人型確定拠出年金の受付等に係る業務（スターターキットの手交、パンフレット等を用いた説明、加入申出書の内容の点検、受付印の押印その他の運営管理機関としての業務等）を行う。 ② 実施拠点 業務開始当初は7局（盛岡北郵便局、千葉中央郵便局、武蔵府中郵便局、大崎郵便局、日本橋郵便局、板橋郵便局、桑名郵便局）で試行を行い、お客さまのニーズ、試行局における取扱状況、収支の見込み等を踏まえて、取扱の拡大等を判断する予定。	平成30年5月14日
32 コインランドリーサービスに係る業務（日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務）	【届出を取下げ(2020.3.30)】	

	業務の内容	業務の開始の時期
33 地域との共生に資する農業に関連する業務 （日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務）	① 概要 過疎化や高齢化等、地域・農業が抱える課題等の解決に貢献するため、地域との共生に資する農業に関連する業務（農産物の生産、加工、販売、販売の斡旋。以下「農業」という。）を実施する。 なお、直近の具体的な取組としては、長野県内の自社土地を拠点として高糖度トマトの生産、販売を実施するもの。 ② 実施拠点 業務開始当初は長野県内の自社土地を拠点として実施予定。	令和2年1月24日
34 鉄道業者の委託を受けて行う駅業務 （日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務）	① 概要 鉄道業者の委託を受け、駅業務（乗車券類の発売業務、簡易改札機等の締切業務、列車の発車時刻・運賃等の案内業務、局舎内外の清掃業務等）を行う。 ② 実施拠点 業務開始当初は1局（江見郵便局）で実施予定。	令和2年8月1日
35 金融機関からの委託を受けて行う銀行手続事務に関する業務 （日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務）	① 概要 金融機関からの委託を受け、住所変更、氏名変更又は印鑑変更の受付、キャッシュカード又は通帳の再発行の受付、通帳記帳又は通帳繰越の受付などの銀行代理業に当たらない銀行手続事務に関する業務を行う。 ② 実施拠点 業務開始当初は郵便局1局で実施予定。	令和2年3月26日
36 会社の営業所の店頭スペース等を活用して行う機器類設置等の不動産業 （日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務）	① 概要 金融機関等からの申出を受けて、当該金融機関等のATM等機器類を借入局舎も含め会社の営業所の店頭スペース等に設置し、これを管理するといった不動産業を実施する。 ② 実施拠点 業務開始当初は1局（黒滝郵便局）で実施し、以降は金融機関等からの申出を踏まえて拡大予定。	令和2年3月26日

	業務の内容	業務の開始の時期
業務)		
37 新型コロナウイルス感染症対策に伴う受託業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務)	① 概要 国・地方公共団体等（国・地方公共団体から業務受託する民間団体等を含む。）が行う新型コロナウイルス感染症対策に伴う取組に関し、実施主体からの要請に基づき郵便局ネットワーク等を活用し、これら取組に関する業務を受託する。 当面の取組として、厚生労働省からの要請に基づき、全国の社会福祉協議会において受付を行っている生活福祉資金貸付制度の事務の一部を郵便局で実施する。 ② 実施拠点 直近の取組として行う生活福祉資金貸付制度の事務受託については、全国2,160局で実施。	令和2年5月28日
38 株式会社ゆうちょ銀行の委託を受けて行う口座貸越サービスに係る銀行代理業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)	① 概要 株式会社ゆうちょ銀行の委託を受け、通常貯金口座を保有する個人のお客さまを相手方とし、口座貸越サービス（あらかじめ契約したお客さまの通常貯金残高を超える払戻し、自動払込み、電信振替、自動送金、他行振込、自動振込、各種決済サービス等の取扱いが行われた際、不足額を自動的に融資することで取引を成立させるもの。）による資金の貸付け（ただし、事業の用に供さないものに限る。）を内容とする契約の締結の媒介。 ② 実施拠点 全国の郵便局（簡易郵便局を除く）で実施。	令和3年5月6日

	業務の内容	業務の開始の時期
39 デジタルコンテンツの販売業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に規定する業務)	① 概要 日本郵便株式会社のWebサイトのほか、他社が運営するWebサイト及びスマートフォンアプリケーション等のデジタルチャネルを介し、NFTアートの販売やSNSコミュニケーションコンテンツの販売、メタバース上でのデジタルコンテンツの販売といった、デジタルコンテンツの販売業務を行うもの。 当面の取組として、楽天グループ株式会社が運営する楽天NFTにおいて切手原画のNFTアート販売を実施する。 ② 実施拠点 業務開始当初は日本郵便株式会社本社で実施予定。	令和4年10月1日
40 国の委託を受けて行う地域住民の利便の増進に資する事務に関する業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)	① 概要 日本郵便株式会社の営業所（郵便局を含む。）を活用し、国の委託を受けて行う地域住民の利便の増進に資する事務に関する業務を実施する。 当面の取組として、マイナンバーカードの申請サポート業務を実施する。 ② 実施拠点 当面の取組として行うマイナンバーカードの申請サポート業務については、全国約2,300局で実施。	令和5年1月10日
41 デジタル化した住所情報等を活用したデジタルアドレスサービス業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に規定する業務)	① 概要 郵便番号を含む住所を7桁の英数字に変換してデジタル化し、これを「デジタルアドレス」として個人及び事業者向けに発行するもの。 また、郵便番号及びデジタルアドレスを住所に変換するAPIの提供を行うことで、利用者利便の向上に努め、将来的には事業者向けブランドデジタルアドレスや部署ごとや用途に応じた複数デジタルアドレスの発行等、より高度な付加サービスの提供といった、デジタルアドレスサービスの業務を行うもの。 当面の取組として、個人及び事業者向けのデジタルアドレスの提供、希望アドレス発行及び複数アドレス発行等のデジタルアドレスに付帯する有料サービスの販売、郵便番号及びデジタルアドレスを住所に変換するAPIの提供を行う。 ② 実施拠点 業務開始当初は日本郵便株式会社本社で実施予定。	令和7年5月26日

	業務の内容	業務の開始の時期
42 会社の営業所の店頭スペース等を活用して行う飲食サービス業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に規定する業務)	① 概要 会社の営業所の店頭スペース等を活用し、郵便局のカタログに掲載されている全国の地域産品や近隣の小売店の食物販品等を提供する飲食サービス業務を行うもの。 直近の取組として、商業施設内に新たに開局予定の郵便局において、郵便局のカタログ掲載品と商業施設内の出店テナントの食物販品等を提供する。 ② 実施拠点 業務開始当初は郵便局1局で実施予定。	令和7年10月1日
43 地域事業者等が実施する地域活性化を目的とした事業の支援業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に規定する業務)	① 概要 地域の観光関連団体、まちづくり会社を含む事業者又は中間支援組織（以下、「地域事業者」という。）等の委託を受けて、関係人口創出等の地域活性化を目的とした事業の支援業務を行うもの。 当面の取組として、NFTを活用した地域データベースの構築と当該情報を基にした観光体験の向上・来訪誘致や関係人口創出等に取り組む。 ② 実施拠点 業務開始当初は島根県内の郵便局で実施し、以降は地域事業者等からの申出を踏まえて拡大予定。	令和8年6月15日
44 地域支援団体等からの委託を受けて行う当該団体の事務の代行及びこれに付随する業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に規定する業務)	① 概要 地域自主組織、地域協同組合、地域活動に関わる社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人（以下、「地域支援団体等」という。）の委託を受けて、地域支援団体等の事務作業の負荷軽減等に貢献するとともに、地域課題の改善及び持続可能な地域づくりの推進に寄与するため、地域支援団体等の事務の代行及びこれに付随する業務を行うもの。 直近の取組として、日本防災士会岐阜県支部の委託を受けて、事務の代行及びこれに付随する業務を行う。 ② 実施拠点 業務開始当初は岐阜県内の郵便局1局で実施予定。	令和8年8月1日